4）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

5）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

6）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）であること、又は「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長（以下「局長」という。）から国道252号二本木橋災害復旧工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾・空港関係を除く。）における平成23年度・24年度一般競争参加資格者で次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

1）鋼橋製作・架設工及び支承工の工事を担当する構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

2）上記１）を除く橋梁下部工等の工事を担当する構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する単体、異工種ＪＶの構成員は、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格要件の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上あること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑸　平成９年度以降に元請けとして完成した工事で、下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾・空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

1）鋼橋製作・架設工及び支承工の工事を担当する単体、異工種ＪＶの構成員は、下記①～⑤の全ての要件を満たす製作・架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁を除く鋼橋であること。（ただし鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績として良い）

③　最大支間長が60m以上であること。

④　架設工法が、下記の工法以外であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

⑤　①～④は同一工事であること。

2）上記１）を除く橋梁下部工等の工事を担当する単体、異工種ＪＶの構成員は、下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）。

・鉄筋コンクリート構造物の橋台又は橋脚であること。（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。

1）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）平成９年度以降に、元請けとして完成した下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。）。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　鋼橋架設工及び支承工の工事を担当する単体、異工種ＪＶの構成員における配置予定技術者の資格要件

上記⑸１）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。

②　上記①を除く橋梁下部工等の工事を担当する単体、異工種ＪＶ構成員における配置予定技術者の資格要件

上記⑸２）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。

3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書による。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

1）施工体制　⑷品質確保の実効性
⑸施工体制確保の確実性

2）技術提案

⑷　上部工の確実かつ効率的な施工方法の工夫について

⑸　橋台工の確実かつ効率的な施工方法の工夫について

⑵　総合評価の方法

1）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す評価項目について評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による。）。